

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：谷本建設工業株式会社
業者の住所：愛媛県大洲市平野町平地120番地
- 2 指名停止措置期間：令和5年6月15日から令和5年7月26日まで（6週間）
- 3 指名停止措置の範囲
中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

谷本建設工業株式会社は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき当該工事の技術者として監理技術者を配置しなければならないところ、その資格を有しない者を配置していたことが同法第26条第2項に違反するとして、令和5年4月27日、愛媛県から監督処分（営業停止15日間）を受けた。

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき （次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内